

【各関係機関・団体における障害者虐待防止に向けた取り組み(報告取りまとめ)】

所属関係機関・団体	取り組みについて
<p>非公開としています。</p>	<p>人権擁護機関では、毎年、特設支援学校高等部を卒業する生徒及びその保護者を対象に、「人権相談所案内用リーフレット」を配付し、障がいのある人等をめぐる様々な人権問題の把握と解決に向けた取組を実施している。</p>
	<p>令和5年2月28日(火)15:00～ 令和4年度十勝圏域障がい者虐待防止・権利擁護研修会(市町村研修)開催 (1)障害者の虐待防止、権利擁護について(行政説明) (2)「養護者による虐待への対応について」講義及び演習</p>
	<p>職業相談窓口において、必要に応じ、リーフレットを配布し、説明を実施しています。 事業所訪問時にも、リーフレットを配付して啓発活動をしています。</p>
	<p>相談の場合は、適宜対応しています。</p>
	<p>帯広市が実施している虐待防止のための研修会に、法人内各課より1名以上の職員が参加している。なお、受講した研修内容については各課において情報共有している。 また、帯広市地域自立支援協議会に参加し、障害福祉に関する情報等を適宜収集し、法人内においてその内容を共有している。</p>
	<p>虐待防止マニュアルの作成 虐待防止委員会の設置 職員ストレスチェック実施(5月11日) ストレスマネジメント、苦情解決、チェックリスト集計 虐待防止に関する研修の実施(R5.2月実施) 法令及び制度変更毎に委員会を開催し、規程の見直しを行うよう規程に盛り込んでいる。</p>
	<p>法人内に虐待防止委員会の設置と委員会の開催及び、法人職員(全職員対象)に虐待防止研修を実施しています。</p>
	<p>事業所内での所内会議。ミーティング等で個別ケースの検討や事案によって、虐待の可能性がある場合の検討を行い、必要な対応についての共有を図る。緊急・切迫の状況を見極めるにも、情報収集と確認、複数人の見立てで動く体制を持つ。</p>
	<p>事業所内での虐待防止研修会の実施。 3部門(居宅介護、訪問看護、相談支援)の虐待防止委員会。 年5回定例会。年1回研修。</p>
	<p>虐待防止、人権擁護に関した施設内研修を実施。外部の虐待防止研修の受講。</p>
	<p>●●●では、会員の皆様に、困りごと、悩みごとがあればご相談をして下さいと広報や会議の際に発信をしています。 運営をしている障害者事業所でも、事業所の目的を職員に理解してもらい、共通理解で支援をしています。また、職員や利用者さんがどんなことでも話しやすい環境づくりに努めています。</p>
	<p>生活保護を受給している障害者については、担当ケースワーカーにより定期的な家庭訪問を行っており、生活状況の聴取などを行っています。</p>
	<p>生活保護を受給している障害者については、担当ケースワーカーにより定期的な家庭訪問を行っており、生活状況の聴取などを行っています。</p>
<p>虐待防止について明記しているものはございませんが、障がい者の雇用促進と職業の安定を図るために、必要な施策を総合的かつ効果的に推進しています。</p>	